

改正

昭和43年4月1日条例第27号

昭和46年3月25日条例第32号

昭和52年6月25日条例第30号

昭和53年12月19日条例第37号

昭和59年6月30日条例第34号

昭和61年3月31日条例第15号

昭和61年12月19日条例第47号

平成元年3月29日条例第36号

平成元年12月25日条例第50号

平成4年12月25日条例第65号

平成6年3月31日条例第8号

平成9年3月31日条例第14号

平成10年12月24日条例第30号

平成12年12月26日条例第66号

平成13年12月17日条例第23号

平成14年9月30日条例第30号

平成17年6月30日条例第21号

平成22年6月28日条例第21号

平成24年12月17日条例第39号

平成26年3月31日条例第30号

平成26年6月23日条例第42号

平成28年3月4日条例第19号

平成31年3月7日条例第9号

令和元年9月26日条例第11号

令和元年12月13日条例第24号

令和2年9月28日条例第41号

令和2年12月25日条例第49号

小田原市下水道条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 公共下水道の構造の基準（第2条の2～第2条の4）

第2章 排水設備の新設等（第3条～第6条）

第3章 公共下水道の使用（第7条～第12条）

第4章 下水道使用料（第13条～第16条）

第5章 雑則（第17条・第18条）

第6章 罰則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、小田原市が設置する公共下水道の構造の基準並びに管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）下水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- （2）排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- （3）公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （4）排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- （5）除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （6）特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （7）水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- （8）使用者 下水を公共下水道に排除する者をいう。

第1章の2 公共下水道の構造の基準

（公共下水道の構造の基準）

第2条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条及び第2条

の4に定めるところによる。

(排水施設の構造の基準)

第2条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして企業管理規程（以下「規程」という。）で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の規程で定める措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第2条の4 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第2章 排水設備の新設等

(排水設備の新設等の基準)

第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共ますに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ますに固着させるときは、上下水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）の定める工事の方法によること。
- (3) 下水を排除すべき排水管の内径は、事業管理者が特別の理由があると認める場合を除き、次の表に定めるところによること。ただし、1の建築物から排除される下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上
500人以上	200ミリメートル以上

- (4) 下水を排除すべき排水渠(きょ)の断面積は、前号に定める内径の排水管と同程度以上の流下能力があるものとする。

(排水設備等の計画の確認)

第4条 排水設備（これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、工事着手前に事業管理者に申請して、確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備工事の指定工事店)

第5条 排水設備の新設等の工事（以下「排水設備工事」という。）は、事業管理者が指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、事業管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(指定の申請等)

第5条の2 前条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、規程で定めるところにより、事業管理者に申請しなければならない。

- 2 指定の有効期間は、当該指定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、事業管理者が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。
- 3 指定工事店は、前項の有効期間の満了後も引き続き指定を受けようとするときは、規程で定め

るところにより、事業管理者に指定の更新の申請をしなければならない。

(指定の基準)

第5条の3 事業管理者は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をするものとする。

- (1) 神奈川県内の区域内に営業所を有すること。
- (2) 前号の営業所ごとに、第5条の8の登録を受けた者が1人以上専属していること。
- (3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、指定をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第5条の6第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (3) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (4) 排水設備工事の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (6) 法人であって、役員のうちの前各号のいずれかに該当する者がいるもの

(指定工事店の義務)

第5条の4 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程の定めるところに従い、排水設備工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、排水設備の新設等を行おうとする者が第4条の確認を受けた後でなければ、当該排水設備に係る排水設備工事を行ってはならない。

(指定工事店に関する変更等の届出)

第5条の5 指定工事店は、名称、所在地その他の規程で定める事項に変更があったとき又は第5条の3第2項第1号、第5号若しくは第6号(同項第1号及び第5号に係る部分に限る。)のいずれかに該当するに至ったときは、規程で定めるところにより、速やかにその旨を事業管理者に届け出なければならない。

2 指定工事店は、排水設備工事の営業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、規程で

定めるところにより、速やかにその旨を事業管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第5条の6 事業管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第5条の3第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 第5条の3第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたと認められるとき。
- (4) 第5条の4の規定に違反したとき。
- (5) その施行する排水設備工事が、下水道の機能に障害を与えたと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定工事店が履行すべき義務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施行ができないと事業管理者が認めるとき。

2 前項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により指定工事店に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(告示)

第5条の7 事業管理者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定工事店の名称、所在地その他の規程で定める事項を告示しなければならない。

- (1) 指定をしたとき。
- (2) 第5条の5第2項の規定による届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定により指定を取り消し、又は指定の効力を停止したとき。

(責任技術者の登録)

第5条の8 指定工事店の施行する排水設備工事において、次に掲げる職務に従事しようとする者は、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(登録の申請等)

第5条の9 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、規程で定めるところにより、事業管理者に申請しなければならない。

2 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、事業管理者が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。

- 3 責任技術者は、前項の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、規程で定めるところにより、事業管理者に登録の更新の申請をしなければならない。

(登録の基準)

第5条の10 事業管理者は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であって、指定工事店に専属して従事しているものと認めるときは、登録をするものとする。

- (1) 事業管理者が指定する排水設備工事責任技術者試験（以下「責任技術者試験」という。）に合格した者であって、合格してから5年を経過していないもの又は合格後5年以内ごとに事業管理者が指定する排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）を継続して受けているもの
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると事業管理者が認める者

- 2 前項の規定にかかわらず、事業管理者は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者

(責任技術者の義務)

第5条の11 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規程の定めるところに従い、第5条の8各号に掲げる職務に従事しなければならない。

- 2 責任技術者は、事業管理者が別に定めるところにより更新講習を受けなければならない。

(責任技術者に関する変更等の届出)

第5条の12 責任技術者（第5号に該当する場合にあっては、責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、次の各号のいずれかに該当するときは、規程で定めるところにより、速やかにその旨を事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 指定工事店を退職したとき。
- (3) 指定工事店に雇用され、又は指定を受けたとき。
- (4) 第5条の10第2項第1号に該当するに至ったとき。

(5) 第5条の10第2項第2号に該当するに至ったとき。

(登録の取消し等)

第5条の13 事業管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により職務に従事できないとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 責任技術者試験を実施した者により責任技術者試験の合格を取り消されたとき。

(4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。

(5) 第5条の11の規定に違反したとき。

(6) 前条の規定による届出（同条第1号に該当する場合に係るものを除く。）をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、責任技術者が履行すべき義務及び遵守事項に従い適正に職務に従事することができないと事業管理者が認めるとき。

(排水設備等の工事の検査)

第6条 排水設備等の新設等を行った者は、工事が完成したその日から5日以内に事業管理者に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた後でなければ、排水設備等を使用することができない。ただし、事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の設置等)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。以下「悪質下水」という。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- (9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第28条の規定により排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値
(特定事業場からの下水の排除の制限)

第7条の2 法第12条の2第3項の規定に基づき条例で定める特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、次のとおりとする。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域に直接排除されたとした場合において、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る同項に規定する水質の基準は、同項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(し尿の排除)

第8条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに事業管理者に届け出なければなら

らない。ただし、第2号の場合にあつては、新たに使用者となった者が届け出ることができる。

(1) 公共下水道の使用を開始し、休止し、再開し、又は廃止するとき。

(2) 使用者が代わるとき。

2 次のいずれかに該当する者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(1) 小田原市水道給水条例(平成2年小田原市条例第24号)第17条第1号の規定による開始(初めて開始する場合を除く。)若しくは中止の届出又は神奈川県県営上水道条例(昭和29年神奈川県条例第11号)第7条の規定による使用開始(初めて開始する場合を除く。)若しくは使用休止の届出をした者

(2) 法第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第9条の2 使用者は、悪質下水の公共下水道への排除を開始しようとするときは、あらかじめ、当該悪質下水の量及び水質を事業管理者に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、又はその排除を休止し、再開し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、事業管理者に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

(行為の許可)

第10条 法第24条第1項第3号に掲げる行為をしようとする者は、事業管理者に申請して、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(占用の許可等)

第11条 公共下水道の敷地又は排水管、排水渠(きょ)等の施設の一部を占用しようとする者は、事業管理者に申請して許可を受けなければならない。ただし、物件の設置について前条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可を受けたものとみなす。

2 第5条の規定は、前項の規定により許可を受けるべき物件(公共下水道に下水を排除することを目的とする物件に限る。)の工事について準用する。この場合において、「排水設備の新設等の工事(以下「排水設備工事」という。)」とあるのは、「第11条第2項に規定する物件の新設等の工事」と読み替えるものとする。

(原状回復)

第12条 前条第1項の規定により占用の許可を受けた者は、許可を受けた期間が満了したとき又は当該物件を設けておく必要がなくなったときは、事業管理者に届け出て当該物件を除却し、原状

に回復して検査を受けなければならない。ただし、事業管理者が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第4章 下水道使用料

(使用料の徴収)

第13条 公共下水道の使用については、使用者から使用料を徴収する。

(使用料の算定方法)

第14条 使用料の額は、使用料の算定のために定める2月において使用者が排除した下水の量及び区分に応じ別表に定めるところにより計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（消費税率等に係る法令の改正の際の経過措置が適用される場合にあつては、当該経過措置に係る法令の規定に従って算出するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 使用者が排除した下水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道の水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道の水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して事業管理者が認定する。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する下水の量と著しく異なるものを営む使用者については、営業の内容等を勘案して下水の量を事業管理者が認定する。

3 使用者は、使用料を算出するために必要な資料の提出を求められたときは、事業管理者に提出しなければならない。

第14条の2 使用料の算定のために定める2月の期間の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における使用料の算定方法（公衆浴場汚水を除く。）は、小田原市水道給水条例第22条第1項の規定を準用する。この場合において、同条中「給水装置」とあるのは「公共下水道」と、「第20条の規定」とあるのは「前条の規定」と、「使用水量」とあるのは「排除した下水の量」と、「第20条の表」とあるのは「別表」と、「水量」とあるのは「下水の量」とする。

2 第9条第1項の規定による届出（同条第2項の規定によりみなされる届出を含む。）がない場合は、公共下水道を使用していないときでも、当該届出があるまでの間、使用料を徴収する。

(使用の態様の変更の届出)

第14条の3 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規程で定める使用の態様の変更があったときは、規程で定めるところにより、遅滞なくその旨を事業管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収方法等)

第15条 使用料の徴収方法及び徴収時期その他使用料の徴収については、規程で定めるもののほか、本市の水道料金の例による。

(使用料の減免)

第16条 事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(手数料)

第17条 手数料は、次のとおりとする。

区分	金額（1件につき）
指定工事店新規指定手数料	10,000 円
指定工事店更新指定手数料	5,000
指定工事店証再交付手数料	1,500
責任技術者新規登録手数料	1,500
責任技術者更新登録手数料	1,500
責任技術者資格証明書再交付手数料	1,500

2 手数料の徴収時期等については、小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の規定を準用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

第6章 罰則

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第1項、第9条の2第1項若しくは第2項、第12条又は第14条第3項の規定に違反した者

(2) 第4条若しくは第10条の規定による申請書、第9条第1項、第9条の2第1項若しくは第2項若しくは第14条の3の規定による届出書又は第14条第3項の規定による資料で、偽りの記載のあるものを提出した者

2 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月25日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年5月1日から適用する。
- 2 昭和52年5月1日（以下「適用日」という。）前から引き続いて改正後の第7条第1号に掲げる物質を排除している使用者については、適用日から1年間は、同号に規定するただし書の数値を適用しない。
- 3 この条例の施行前になされた届出は、改正後の条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和53年12月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年9月30日から適用する。

附 則（昭和59年6月30日条例第34号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条及び別表の規定は、昭和59年10月分以後の使用料について適用する。

附 則（昭和61年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条及び第7条の2の規定は、改正後の第7条の規定により新たに除害施設の設置

等を行わなければならない者については、この条例の施行の日から起算して1年を経過するまでの間は、適用しない。

附 則（昭和61年12月19日条例第47号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和62年4月分以後の使用料について適用する。

附 則（平成元年3月29日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 施行日前から継続している下水道の使用で、消費税法（昭和63年法律第108号）附則第2条第2項の規定により施行日の前日に使用されたものとみなされるものに係る下水道使用料については、第4条の規定による改正後の小田原市下水道条例第14条及び第14条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月25日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成2年4月分以後の使用料について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月25日条例第65号）

この条例は、平成5年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同月分以後の使用料について適用する。

附 則（平成6年3月31日条例第8号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第4項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条の規定にかかわらず、平成9年4月1日（以下「適用日」という。）前から継

続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用料算定のため排除した下水の量（以下「排除量」という。）を適用日以後初めて確定した日（以下「確定日」という。）が平成9年4月30日以前である場合における当該確定日に確定される排除量に係る使用料 改正前の第14条の規定により計算して得た額

(2) 確定日が平成9年4月30日後である場合における当該確定日に確定される排除量に係る使用料 次に掲げる額を合計した額

- ア 当該排除量について改正前の別表に定めるところにより計算して得た額（以下「本体価格」という。）を使用月数（適用日の直前に使用料算定のための排除量を確定した日（以下「前回確定日」という。）から確定日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）をいう。）で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて得た額（以下「経過措置対象額」という。）に100分の103を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- イ 本体価格から経過措置対象額を控除した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前項の規定は、適用日前から継続する公共下水道の使用に係る使用料の加算額について準用する。この場合において、同項中「改正後の第14条」とあるのは「改正後の第14条の2」と、「使用料」とあるのは「使用料の加算額」と、「改正前の第14条」とあるのは「改正前の第14条の2」と、「改正前の別表に定めるところにより計算して得た額（以下「本体価格」という。）」とあるのは「改正前の第14条の2の規定により計算して得た額（消費税率に1に加えた率を乗じる前の額とする。以下「本体価格」という。）」と読み替えるものとする。

4 改正後の第14条の規定にかかわらず、平成9年6月1日前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 平成9年6月中に確定される排除量に係る使用料 改正前の別表の規定により計算して得た額

(2) 平成9年7月中に確定される排除量に係る使用料 改正前の別表の規定により計算して得た額と改正後の別表の規定により計算して得た額とを合計した額に2分の1を乗じて得た額

附 則（平成10年12月24日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定、第7条の改

正規定、第9条の2の改正規定及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に計画の確認を申請する排水設備の新設等に係る下水を排除すべき排水管の内径について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第5条の規定による認定をされている業者は、当該認定の有効期限までの間は、改正後の第5条の規定による指定を受けた指定工事店とみなす。

(小田原市手数料条例の一部改正)

- 4 小田原市手数料条例(昭和39年小田原市条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条中第15号から第22号までを削り、第23号を第15号とし、第24号を第16号とする。
第3条第1項中「同条第23号」を「同条第15号」に改める。
第6条第1項中「、閲覧」を「又は閲覧」に改め、「又は受験願書の提出の際」を削る。

附 則 (平成12年12月26日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第2項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 小田原市下水道条例第14条の規定にかかわらず、平成13年4月1日前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定める額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 平成13年4月中に確定される排除した下水の量(以下「排除量」という。)に係る使用料
改正前の別表の規定により計算して得た額
 - (2) 平成13年5月中に確定される排除量に係る使用料
改正前の別表の規定により計算して得た額と改正後の別表の規定により計算して得た額とを合計した額に2分の1を乗じて得た額

附 則 (平成13年12月17日条例第23号)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月30日条例第30号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第21号)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 平成17年10月中に確定される排除した下水の量（以下「排除量」という。）に係る使用料
改正前の別表の規定により計算して得た額

(2) 平成17年11月中に確定される排除量に係る使用料 改正前の別表の規定により計算して得た額と改正後の別表の規定により計算して得た額との合計額に2分の1を乗じて得た額

附 則（平成22年6月28日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定める額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 平成22年10月中に確定される排除した下水の量（以下「排除量」という。）に係る使用料
改正前の別表の規定により計算して得た額

(2) 平成22年11月中に確定される排除量に係る使用料 改正前の別表の規定により計算して得た額と改正後の別表の規定により計算して得た額との合計額に2分の1を乗じて得た額

附 則（平成24年12月17日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する施設で、改正後の第2条の3から第2条の5までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成26年3月31日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定にかかわらず、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用料算定のため排除した下水の量（以下「排除量」という。）を適用日以後初めて確定した日（以下「確定日」という。）が平成26年4月30日以前である場合における当該確定日に確定される排除量に係る使用料 改正前の第14条の規定により計算して得た額

(2) 確定日が平成26年4月30日後である場合における当該確定日に確定される排除量に係る使用料 次に掲げる額を合計した額

ア 当該排除量について別表に定めるところにより計算して得た額（イにおいて「本体価格」という。）を使用月数（適用日の直前に使用料算定のための排除量を確定した日（以下アにおいて「前回確定日」という。）から確定日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下アにおいて同じ。）をいう。）で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて得た額（イにおいて「経過措置対象額」という。）に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

イ 本体価格から経過措置対象額を控除した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 前項の規定は、適用日前から継続する公共下水道の使用に係る使用料の加算額について準用する。この場合において、同項中「改正後の第14条」とあるのは「改正後の第14条の3」と、「使用料」とあるのは「使用料の加算額」と、「改正前の第14条」とあるのは「改正前の第14条の3」と、「別表に定めるところにより計算して得た額（イにおいて「本体価格」という。）」とあるのは「改正前の第14条の3の規定により計算して得た額（100分の105を乗じる前の額とする。イにおいて「本体価格」という。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年6月23日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続する公共下水道の使用に係る次の各号に掲げる使用料は、当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 平成26年10月中に確定される排除した下水の量（以下「排除量」という。）に係る使用料
改正前の別表の規定により計算して得た額

(2) 平成26年11月中に確定される排除量に係る使用料 改正前の別表の規定により計算して得た額と改正後の別表の規定により計算して得た額との合計額に2分の1を乗じて得た額

附 則（平成28年3月4日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の小田原市下水道条例に基づく規則（以下「規則」という。）の規定によりした排水設備工事責任技術者の登録でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の小田原市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の8の規定による登録とみなす。

3 施行日前に規則の規定によりなされた排水設備工事の指定工事店又は排水設備工事責任技術者に係る申請その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年9月26日条例第11号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日条例第24号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年9月28日条例第41号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

13 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされた処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりされている申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例によ

る改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（令和 2 年12月25日条例第49号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

一般汚水		公衆浴場汚水
基本料 金	16立方メートルまでの分 1,811円	1立方メートルにつき 5円
超過料 金（1 立方メ ートル につ き）	16立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 41円	
	20立方メートルを超え 40立方メートルまでの分 141円	
	40立方メートルを超え 60立方メートルまでの分 168円	
	60立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 203円	
	100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分 229円	
	200立方メートルを超え 2,000立方メートルまでの分 237円	
	2,000立方メートルを超え 10,000立方メートルまでの分 244円	
	10,000立方メートルを超える分 247円	

備考 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定するその他の公衆浴場並びに同条例第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる一般公衆浴場を除く。）の用に下水道を使用するものをいう。